

「 川福会 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 」

社会福祉法人 川福会

【目次】

【1】はじめに（P3～P4）

【2】施設サービス・在宅サービス共通事項の感染予防対策（P4～P5）

- （1）職員の個々による感染拡大予防策（P4～P6）
- （2）ご入所者（ご利用者）が使用する環境及び職員が共有使用する休憩スペース・トイレ等の清掃・消毒による感染拡大予防策（P6～P7）
- （3）ご家族、業者等の施設外部者に対する感染拡大予防策（P7～P8）

【3】施設部門（入所施設、居住系サービス）の感染拡大予防策（P8～11）

- （1）ご入所者（ご利用者）への感染拡大予防策（P8～11）

【4】在宅サービスの感染拡大予防策（P11～P13）

- （1）通所系（通所介護・認知症型通所介護）（P11～P12）
- （2）訪問系（訪問介護・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・訪問入浴）（P12～P13）
- （3）短期入所生活介護・短期入所療養介護の感染拡大予防策（P13）

【5】「新しい生活様式」の実践例（別紙、厚生労働省資料より）

1. 【はじめに】

新型コロナウイルス感染症対策専門会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、様々な事業所において、提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になるとあります。

「施設外部から持ち込まない」「施設内部で拡げない」事が最も重要です。

法人の各入所施設サービス及び各在宅サービス提供において、感染拡大を予防するガイドラインを作成し、各拠点において実情に合わせた「新しい生活様式」の取り組みを行い、創意工夫して実践し、また再検討しながら新型コロナウイルスの終息までの対策を講じることとします。

なお、各施設で使用している消毒液や物品が異なると思いますので、工夫して対応してください。また、新型コロナウイルスの感染状況の変化や新しい情報がありましたら、必要な見直しを行っていきます。

用語の定義（国立感染症研究所感染症疫学センター 令和3年1月8日）

患者（確定例）の感染可能期間	患者（確定例）が他者に新型コロナウイルスを感染させる可能性があると考えられる期間。 発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた <u>新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下*参照）</u> を呈した <u>2 日前から</u> 退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。 *発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など
無症状病原体保有者の感染可能期間	陽性確定に係る検体採取日の <u>2 日前から</u> 退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とする。
濃厚接触者	患者（確定例）又は無症状病原体保有者の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者。 ・患者（確定例）と <u>同居</u> あるいは <u>長時間の接触</u> （車内、航空機内等を含む）があった者 ・ <u>適切な感染防護なし</u> に患者（確定例）又は無症状病原体保有者を <u>診察、看護若しくは介護</u> していた

	<p>者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者（確定例）又は無症状病原体保有者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。 ・ <u>手で触れることの出来る距離（目安として 1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）又は無症状病原体保有者と 15 分以上（注）の接触があった者。</u> <p>（最終的には所轄保健所の聞き取り調査で、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染性を総合的に判断されるため、関わった職員及びご利用者に関して詳細な実態の把握に努める。）</p> <p><u>（注）患者がマスク無しの場合、こちら側が例えマスクをしていても目の防御がなければ「目」からの感染リスクの可能性があり、この場合の接触時間は感染可能期間中の「累積」での計算となる。</u></p>
--	---

2. 【施設サービス・在宅サービス共通事項】

（1）職員の個々による感染拡大予防策

①出勤前及び出勤時の検温の実施。

出勤前に、発熱（微熱を含む。微熱は37度を目安とするが、その判断は個人の平熱を考慮する。）・咳・咽頭痛・倦怠感・味覚や嗅覚の異常等のある場合は新型コロナウイルスを疑うこと。症状があり、休日を取得する場合は、施設に事前に報告すること。

微熱のみで咳・咽頭痛・倦怠感等の症状がない場合、またはいずれかの症状だけであっても、出勤の可否について上司に相談すること。出勤可となった場合は、業務中は状況に応じて検温を行うとともに、体温上昇や呼吸器症状（風邪症状）が認められた場合は早急に管理者に報告し指示を仰ぐこと。

また、症状によっては各保健所に設置されている相談窓口へ連絡し、指示を仰ぎ、指示された内容は施設に報告すること。

②過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは①と同様の扱いとする。症状が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

**新型コロナを疑う場合の
受診相談体制が変わります**

熱が出た場合などにすぐに受診できるよう、今までの保健所に相談する仕組みに加え、**かかりつけ医などの身近な医療機関に相談する仕組みが変わります。(11月24日から)**
(受診先の案内は保健所・かかりつけ医等からとなります)
夜間・休日やかかりつけ医がない方などは、**新型コロナ受診相談センター(保健所)**へ相談してください。

しんどいなと思ったら・・・
**かかりつけ医に電話してな！
かかりつけ医がない時は保健所へ相談やで！**

感染拡大を防ぐためにご協力ください。

- 発熱、倦怠感などの症状を事前にかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で伝えてください。
- 案内された医療機関を受診する際にはマスクを着用して、公共交通機関等の利用は可能な限り避けてください。
- 発熱などのかげ症状がある場合には、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

大阪府 診療・検査医療機関 検索 QR 大阪府 新型コロナ受診相談センター 検索 QR 大阪府

発行 大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課

- ③感染が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力ができるよう対策を検討するための資料が確実に分かるよう日頃から意識して行動すること。
- ・接触者リスト
利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）を明確にしておく。
いつ、何分くらい、どのような状況で、どのような个人防护具を使用したのか、その部屋の大きさや換気はどうだったのか、なども含む
 - ・症状出現2日前からの自身の行動記録
 - ・直近2週間の勤務表
 - ・濃厚接触者となりPCR検査を受けた職員の結果、行動履歴などを正確に把握できるようなリストを準備しておく。
- ④施設（事業所）への入室時、食事前、トイレ後等、適宜に手洗い・うがい・手指消毒を行うこと。
- ⑤業務中（サービス提供中）はマスクを着用すること。清潔なマスクを使用し、マスク着用時はマスクや顔を触らず、マスクを外す際もマスクの紐を持って着脱する等、マスクの正しい使い方を実行すること。
- ・食事介助、口腔ケア、入浴など飛沫を浴びる危険性がある場合又は特に対象者がマスクの着用ができない場合は目の防護具（フェースシールド、ゴーグル等）を使用すること。
 - ・外では、熱中症予防の為、人との距離が2m確保できる時は適宜マスクを外し、こまめな水分補給をすること。



- ⑥制服や私服等衣類を毎日こまめに洗濯すること。
- ⑦ご利用者宅訪問や送迎などの外出時は、消毒用アルコール・マスク・使い捨て手袋・ビニール袋を携帯すること。業務前後は必ず手洗い、手指消毒を行うこと。
- ⑧昼食等飲食をする場合は、密にならないよう食事を共にする者との一定の距離を確保すること（パーテーションの設置が望ましい）。
又、食事中はできるだけ会話は自粛し、会話をする際はマスクを付けて行い、食後は使用したテーブルなど触れた場所の消毒を行うこと。
- ⑨職場内外において「3密」を避け、日頃から「新しい生活様式」を心掛け、感染防止に努めること。
- ⑩急な高熱や咳・咽頭痛等の呼吸器症状、倦怠感等の著しい症状が認められた場合はかかりつけ医（夜間・土日やかかりつけ医がない場合は新型コロナ受診相談センター）各市区町村に設置されている帰国者・接触者相談センターに相談すること。
- ⑪同居の家族や自身が、濃厚接触者に該当するかしないかのヒヤリング中は、必ず上司や管理者に報告し出勤の指示を仰ぐ事こと。
- ⑫緊急事態宣言下などでは、可能な部署はテレワークを実施すること。
- ⑬緊急事態宣言下などでは、研修の参加や施設外での会議などはWEBを可能な限り活用すること。
- ⑭平時より、各事業所で作成をした感染症BCPに沿って、物品などの確保を行い、計画を立て定期的にシュミレーションの訓練を実施すること。

(2) ご入所者（ご利用者）が使用する環境及び職員が共有使用する休憩スペース・トイレ等の清掃・消毒による感染拡大予防策

- ①共有スペース（食堂・休憩室・更衣室・事務所内等）の留意点
 - ・1度に休憩する人数を調整し、対面で食事や会話をしないようにすること。
 - ・会話をする際には、必ずマスクの着用をすること。
 - ・更衣室では会話を慎み、密にならないよう一度に入る人数を制限するなどして密を避けるよう配慮すること。
 - ・休憩スペースは、常時換気に努めること。

- ・共有して使用するテーブルやいす等、事業所内の共用部分・共用物品（ドアノブ・コピー機・プリンター・テーブル・椅子等）⇒事業所内の共用部分（テーブル・椅子・ドアノブ・手すり等）・共用物品（コピー機・プリンター等）を界面活性剤含有の洗浄剤や消毒用アルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いて定期的に消毒すること。

但し、次亜塩素酸ナトリウム希釈液は金属を腐食するため、清拭後、水拭きし、乾燥させること。

※個人が専用で使用する机やパソコン等の物品は、随時、自身で消毒を実施すること。

- ・共有スペースの、入退所時にアルコール等での手指消毒をすること。
- ・常時アルコール消毒を設置しておくこと。
- ・事業所内の換気を定期的実施すること。

②トイレの留意点

- ・ハンドドライヤー、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置すること。
- ・ごみ箱は足で開閉が出来るタイプの物を用意すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すこと。
- ・不特定多数が接触する場所（ドアノブや蛇口、手すり、便座、ボタン等）は、定期的に清掃消毒を行うこと。
- ・換気扇を回す、窓を開ける等して常時換気を行うこと。

③清掃の留意点

- ・主にアルコール消毒又は次亜塩素酸ナトリウム液を用いて清掃するが、物資が入手困難な場合は、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤を使用しても可能。

不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒すること。

手が触れることがない床や壁は通常の清掃でよい。

尚、清掃・消毒の際は原則として以下の手順・方法で行う。

「一方向（戻らない）」

「上から下へ」

「消毒薬は物品や環境表面に吹き付けるのではなく拭く物に染みこませる」

「拭く物の面を適宜変える」

「指が触れるところ（持つ、つかむなどの場所）を拭く」

④ゴミの廃棄について

- ・鼻水、唾液などが就いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して捨てること。
- ・ゴミを回収する時は、マスク、手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は手洗いをする事。

⑤車両についての留意点

- ・車輛は、1便ごとに消毒すること（特にハンドル・手すり・ドアノブ・シートベルトは入念に行う）。
- ・可能な限り、座る位置の間隔を開けること。

- ・送迎中は、窓を開けて換気すること（雨や風の強い時は配慮が必要）。
- ・送迎終了後は送迎車内の清掃消毒を行うこと。
- ・エアコンは常に外気に設定しておくこと。

（３）ご家族、業者等の施設外部者に対する感染拡大予防策

- ①施設内に立ち入る場合については必ず検温を行い、発熱及び感冒症状（呼吸器症状）が認められた場合は入室を断ること。施設内に入る際は必ずマスクの着用、手指消毒をおこなうこと。
- ②感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるように、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の来訪日時、連絡先など名簿を適正に管理すること。
- ③面会について
 - ・時勢の新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて、法人本部からの指示のもと、面会の中止や面会者の人数制限等の対応を行うこと。
 - ・面会は各フロアで行うのではなく、ロビーやホール等で行うこと。（看取りのご入所者は除く）。また、面会者が密（多数）にならないように調整に努めること。
 - ・長期の面会制限の場合、ご利用者や家族の不安感を軽減するために、タブレット端末を使用したオンライン面会など各施設で可能な限りの対応を行うこと。
 - ・オンライン面会で入館される場合は、検温、手洗い、うがい、アルコール消毒を行い、極力小人数で専用の部屋（面談スペース等）でオンライン面会を行う。
面会終了後はテーブルなど手に触れる場所をアルコール消毒すること。
- ④新型コロナウイルスの感染状況により、施設への入館ができないときの業者とのやり取りは、施設入り口などの限られた場所で物品の受け渡しを行い、入居者エリアへの入出を禁止とすること。
- ⑤理美容・歯科往診（ご入所者、ご利用者の処遇に必要な支援）について、委託業者に対しては検温、マスク、手指消毒を徹底し、施設に入館を許可すること。

3. 【施設部門（入所施設、居住系サービス）】

（１）ご入所者（ご利用者）への感染拡大予防策

- ①高齢者の場合は誤嚥性肺炎など、同様に発熱・呼吸器症状を伴うため、日常の健康状態を正しく把握し、記録しておくこと。
- ②感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）を準備しておくこと。
状況に応じてご利用者のマスクの着用、隔離対応などを行い異常の早期発見、対応に努めること。
- ③発生時における情報共有、報告義務に伴う記録について、以下の項目等について、感染症

法に基づき保健所より情報を求められるためすぐに「対応記録」を作成できるよう日頃より意識的に記録を行うこと。

- ・ご利用者等の氏名
- ・発生日時
- ・ご利用者の症状、これまでの健康記録
- ・受診医療機関名
- ・医療機関への移動手段、受診時間
- ・ご利用者の同室者の有無
- ・嘔吐や失禁の有無、場所、処理方法等
- ・接触した職員（接触時間、個人防護具の内容確認も含む）
- ・ご利用者及び同室者等のマスクの使用状況
- ・訪問者の有無
- ・施設平面図（フロア見取り図）
- ・食事座席表
- ・レクリエーション座席表
- ・入浴者リスト
- ・通院送迎などで同乗した職員、ご利用者

④定期受診についての感染拡大予防策

- ・受診時はマスクの着用を行うこと。
- ・受診後は、フロア入室前にうがい、手洗い、手指消毒を行うこと。
- ・使用した車椅子などは消毒用アルコールにて消毒を行うこと。

※新型コロナウイルス感染状況により、各施設医師又は管理医師の判断の上、本人、ご家族の意向を考慮した上で、延期可能な定期健診は中止とする対応をおこなうこと。

⑤有熱者・呼吸器症状のあるご利用者の受診及び対応についての感染拡大予防策

相談の目安としては以下のような基準が設けられているが(令和3年10月現在)、症状には個人差があるため、各施設医師又は管理医師の判断のもと、医療機関へ受診する。夜間・休日や受診先が見つからない場合は所轄の保健所に設置されている『新型コロナ受診相談センター』に連絡し指示を仰ぐこと。

ただし、相談の目安は今後感染状況に応じて変わる可能性があるため、都度改訂するものとする。

尚、軽症状の場合であっても、居室を出る場合などは可能な限りマスクを着用し、各施設医師又は管理医師の指示のもと状況に応じて居室配膳、隔離等を検討すること。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかに該当する場合。
- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状であっても、重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）又は免疫抑制剤・抗がん剤などを服用している場合。

- ・上記以外で発熱、呼吸器症状が軽度であっても、症状が続く又は解熱剤などを飲み続けなければならない場合。又、新型コロナウイルス感染症を疑う症状については発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、間接・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐などの症状も念頭におき総合的に判断する。

⑥食事時についての感染拡大予防策

- ・テーブルを食事前後に消毒用アルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウム希釈液を用いて消毒（拭き掃除）すること。
- ・食事前には手洗い、手指消毒を行うこと。
- ・エプロンやご利用者専用のコップ、自助具等は常に清潔に保ち、定期的に消毒を行うこと。
- ・ご利用者への食事の準備、配膳時は、職員は手洗い及び手指消毒を行うこと。
- ・食事介助時は、不織布マスク、目の防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）を使用し、ご利用者ごとに手指消毒を行い対応する。手指が酷く汚染する場合は、使い捨て手袋を使用しご利用者ごとに交換すること。
- ・ご利用者の正面にならないよう横か斜め後ろに座り介助すること。又、新規入所者に関しては食事のテーブルを他のご利用者と一定の距離を空けるようにすること。

⑦口腔ケアについての感染拡大予防策

- ・介助時は使い捨て手袋を着用し、着用前後に手洗い及び手指消毒を行うこと。又、飛沫の危険性があるため目の防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）を使用し、介助の度に交換すること。
- ・口腔ケアに使用する共有物品（ガーグルベース等）はご利用者ごとに洗って使用し、定期的に消毒を行うこと。
- ・新入所ご利用者については最後に行うこと。

⑧定期的に開窓による換気は2方向以上で行い、風の流れることができるように施設内で工夫すること（熱中症の恐れがあるため全開にはしない）。

⑨施設内、居室内の加湿について、可能な限り50～70%に維持できるよう配慮すること。

⑩汚物処理及びゴミの収集と廃棄についての感染拡大予防策

- ・手袋はご利用者1ケアごとに交換すること。
- ・糞便、体液のついた汚物処理を行う場合は、マスクに加え、手袋、場合によってはガウンの着用を行う。汚物はビニール袋に入れ密閉して所定の場所に廃棄する。但しガウンは飛沫の危険性がない場合は、袖なしのガウンでも可能。

⑪機能訓練・レクリエーション等の実施についての感染拡大予防策

「3密」を避け、共有スペースで実施する場合は、以下に留意すること。

- ・実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らすこと。
- ・定期的に換気を行うこと。
- ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離（ソーシャル

ルディスタンス)を保つこと。

- ・ 声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮すること。
- ・ 清掃を徹底し、共有物については必要に応じて消毒を行うこと。⇒ご利用者ごとに消毒を行う。
- ・ 職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底すること。
- ・ 職員は目の防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）にも留意すること。

⑫入浴について

- ・ 入浴時は十分な換気を行うこと。
- ・ 浴室ではご利用者の距離を可能な限り空け、対面・密にならないよう配慮すること。

⑬家族への洗濯物の受け渡しについての感染拡大予防策

- ・ 各施設において、決められた場所で行い、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなど工夫すること。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること。
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒すること。

⑭新入所後2週間はマスクの着用を徹底すること。マスクの着用が困難な場合は、他のご利用者と一定の距離をあけるなどの工夫をすること。

4. 【在宅サービスの感染予防対策】

(1) 通所系（通所介護・通所リハビリ・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護）

①ご利用者への感染拡大予防策

- ・ ご利用者へ送迎車乗車前の検温を行うこと（家族やご自身で検温できる方には、当日送迎時間までに検温を依頼）。
- ・ 送迎時、必ず体温計を持参し乗車前の検温が確認できない場合は持参した体温計で検温すること。
- ・ ご家族の体調に関する情報に関しても異常があれば都度ご連絡いただくよう依頼すること。状況によってはご利用を検討する判断材料とする。
- ・ ご利用者の発熱時・咳・咽頭痛・倦怠感がある場合は、無理せずに利用を中止し、ご自宅で療養していただく。その際は、ご家族及び担当ケアマネジャーに報告すること。
- ・ ご利用者のマスク着用を依頼すること（呼吸器疾患等で呼吸がしづらい場合は配慮）。
- ・ 施設到着後、手洗いと手指消毒を行うこと。
- ・ カラオケや集団訓練等、飛沫・接触感染の可能性が高くなるレクリエーションを控えること。

※新型コロナウイルス感染状況が落ち着いていれば、カラオケに関しては法人本部からの指示のもと、適切な環境を整えれば提供してもかまわない。

- ・ ご利用者への食事の準備及び配膳時は、職員は、手洗い・手指消毒し、マスク及び使い

捨て手袋を着用して行うこと。又目の防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）を着用すること。

- ・ご利用者の食事前に手指消毒をする。
- ・食事介助・口腔ケア時は、ガウン、使い捨て手袋、目の防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）を使用し、ご利用者の正面にならないよう横か斜め後ろに座り介助すること。

②環境整備による感染拡大予防策

- ・入口及び施設内に手指消毒設備を設置すること。
- ・対人距離の確保（2mを目安）。人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮断すること。
- ・食事前後に、消毒用アルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いてテーブルを消毒（拭き掃除）すること。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる場所を適宜消毒する（共有する物品は1回1回消毒を行う）。例えば：機能訓練で使用する器具やレクリエーションで使用する用具等。手すり等の頻回に触れる箇所については界面活性材含有の洗浄剤や消毒用アルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムを用いて定期的に消毒を実施する。※手や口が触れるようなもの（コップや箸等）は、適切に洗浄すること。

（2）訪問系（訪問介護・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・訪問入浴）

①ご利用者への感染拡大予防策

- ・ご利用者にサービス提供前（訪問前）に検温を依頼し、発熱時は連絡をもらうこと。
又、ご家族の体調に関する情報も事前に聴取する。ご利用者又はご家族に発熱・咳・咽頭痛・倦怠感などの症状がある場合は、ご家族及び担当ケアマネジャーに報告し、指示を受けること。
- ・ご利用者に自宅に入室する際は、玄関前で持参のアルコールで手指を消毒してから入室すること。
- ・ご利用者のご自宅に入室後、消毒⇒手指消毒・ご利用者の検温し、サービス提供を開始すること。
- ・サービス提供時、ご利用者のマスクの着用を依頼すること（呼吸器疾患等で呼吸がしづらい場合は配慮）。
- ・訪問時に、発熱・咳・咽頭痛・倦怠感等の症状を確認したら、速やかに、ご家族、担当ケアマネジャーに連絡すること。

②環境整備による感染拡大予防策

- ・ご利用者ご自宅への訪問時は、できる限り換気を行うように依頼すること。
- ・サービス提供時は、使い捨て手袋を使用し、利用者毎に交換と手指消毒を行うこと。
- ・アルコール消毒液を携帯し、随時手指消毒を行うこと。
- ・ケア内容に不要なものは出来るだけ持ちこまないようヘルパーの荷物は玄関に置くこと。

- ・ご利用者の食事前後に、テーブルを消毒（拭き掃除）。食事介助・口腔ケア時は、職員は使い捨て手袋、目の防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）を行い、利用者の正面にならないように横か斜め後ろに座り介助すること。
- ・排泄介助後は、ご利用者毎に予防着を及び手袋を交換すること。
- ・使用した目の防護具（フェイスシールド、ゴーグル等）は、ご利用者ごとにアルコール消毒を行う。※アルコール消毒の際は、内側⇒外側の順に消毒する。

（3）短期入所生活介護・短期入所療養介護

①新規入所者及び短期入所者受け入れについての感染拡大予防策

- ・入所日及び利用日（以下入所日とする）前には1週間以内に発熱や咳・咽頭痛・倦怠感・味覚や嗅覚等の症状が無かったか確認をすること。
- ・自宅から来られる方は同居の家族、病院から来られる場合は同室者の咳・咽頭痛・倦怠感・味覚や嗅覚等の体調確認や発熱の有無も確認すること。短期入所者については自宅での生活中も短期入所者及び家族の検温結果を記録してもらい、利用時に必ず確認すること。
- ・利用前に発熱があった場合は医療機関への相談の有無、受診結果及び現在の対応を確認し、入所受け入れ時期の再度検討を行う。医療機関の指示受けていない、受診をされていない場合は、一度、かかりつけ医もしくは医療機関へ相談して頂くよう説明すること。
- ・利用の中止や変更があった場合、本人以外の家族の状況等にも大きな影響が出る事から、家族の状況等も十分に考慮したうえで判断すること。万が一、短期入所を一時利用中止・変更する場合は家族及び担当ケアマネージャーに報告すること。
- ・入所日当日、施設到着後に検温・手洗い・うがい及び手指消毒を行うこと。拘縮や誤嚥のリスクがあり手洗い・うがいが難しい場合は手指消毒を実施すること。
- ・新規利用者については普段の様子が分からない事も多くあるので状態によっては利用日当日から必要に応じて隔離対応を行うなど、感染防止策を行うこと。『3（1）を参照』
- ・新規利用者で抗原検査及びPCR検査結果が陰性と判断された場合でも、潜伏期間などを考慮し、入所後2週間は十分な健康観察を行い、発熱や呼吸器症状又は味覚障害など体調に変化があった場合は『3（1）③及び⑤』を実施

（附則）

この指針は令和2年8月11日から施行する

令和3年7月1日から施行する

令和3年10月4日から施行する

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成